諮問庁：原子力規制委員会委員長
諮問日：令和６年１０月８日（令和６年（行個）諮問第１７３号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行個）答申第２１６号）
事件名：放射能漏洩事故に関して本人が行ったコンプライアンス通報に関する調査結果の特定の記述に係る調査メモ等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書５」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、別表２に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和６年８月２１日付け原規人発第２４０８２１３号により原子力規制委員会委員長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、開示された対象文書の全部及び他に開示請求内容を満足する記録を開示するよう求める。

２　審査請求の理由

第１に、一部不開示とされた黒塗りマスク部分の全ての開示を求めます。本件開示請求は、特定年月日付で原子力規制庁から発出されたコンプライアンス通報への回答メールにある以下、２件の記述について、

１）「ＲＩ法及び上司の命に従って行われていたことを確認しました」

２）「真の原因追及を逃れた処理を行ったというようなコンプライアンス違反に該当するものではない」

という判断が下されました。このことは担当官である特定個人Ｃが特定年度Ａ末までと特定年度Ｂ初め以降の上司に異動があった僅かな期間で、まったく異なった対応をした事実を現しており、事故の原因究明を科学的・適正に実施し、特定の個人又は組織に便宜を謀るため、特定個人Ａの事故対応を継続して後任の上司に報告していたかを確認するものです。

しかし、開示された以下の書類

１．０１＿調査メモ

２．０２＿時系列及び調査メモ
３．０３＿メール：「事故処理に係わるコンプライアンス通報」への回答
４．０４＿メール：Ｒｅ：「事故処理に係わるコンプライアンス通報」への回答
５．０５＿説明資料

を確認しました。審査請求人は「特定個人Ａが徹底して実験系からの放射能漏れを確認する方針であったことが、特定個人Ａの異動後、特定個人Ｂが着任した以降、特定個人Ａが目指していた真の事故原因究明の方針とは１８０度異なる安易な報告書が受理された」ことの背景と、その結論に至った根拠になる記録の開示を求めました。しかし、開示された書類は単なる調査過程のメモ等であり、要求した開示内容を示す記録は見当たらないと考えられます。また、本来このような調査では、正式に調査過程と調査内容に係わる審議の過程、および根拠となる事実を明示した上で、その結果が記録として残されるべきであると考えます。これがないとすると行政組織の業務として極めて杜撰で、行政が監督対象とする取扱事業所への適法な指導やＲＩ規制制度の適正運用を確保することは到底不可能と考えられます。

以上のことから、まず第１に、黒塗りでマスクされた全ての部分の開示を請求します。

第１（原文ママ）に、これらの開示書類が、審査請求人が求める開示請求内容を満足しない場合は、このコンプライアンス通報に関する正式な調査結果報告書の記録のすべてを改めて開示請求します。

第３に、正式な調査結果報告書の記録においても開示請求内容が読み取れないとき、またはそもそも正式な調査結果報告書が存在しない場合、事故以前から事故を起こした事業所の監督担当者であり、事故報告書を受理した特定個人Ｃ、事故受付担当者であった特定個人Ｄ、現在は退職した特定個人Ａ、その後任の特定個人Ｂ、および何らかの事実を把握していると思われるＲＩ規制担当の参与である特定個人Ｅに再度の聞き取り調査等を実施し、本案件コンプライアンス通報に係わる再調査により、開示請求内容（調査結果を導いた根拠）を明らかにして開示するようお願いします。

なお、この事故に関する詳細について、特定個人Ｃが個人的に対応しており、特定個人Ａおよび後任の特定個人Ｂとの間で引継ぎが行われていないことを別件開示請求で確認済みです。

以上の理由により、本案件について要求（結論を導き出した根拠を示す記録）を満足するすべての書類の開示を要求します。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　事案の概要

（１）審査請求人は、令和６年７月１８日付けで、法７７条１項の規定に基づき、処分庁に対し、本件請求保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月１９日付けでこれを受理した。

（２）本件開示請求に対し、処分庁は、令和６年８月２１日付け原規人発第２４０８２１３号により、法８２条１項の規定に基づき、本件対象保有個人情報について、法７８条の不開示情報に該当する部分（以下「本件不開示部分」という。）を除き、これを開示する決定（原処分）を行った。

（３）これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）２条の規定に基づき、令和６年９月６日付けで、諮問庁に対して、原処分について、処分の取り消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月９日付けでこれを受理した。

（４）本件審査請求を受け、諮問庁は、審査請求人の主張について、原処分の妥当性につき慎重に精査したところ、審査請求人の主張には理由がないことから、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２　審査請求に係る保有個人情報等の概要

処分庁が、本件対象保有個人情報として特定した、令和６年８月２１日付け原規人発第２４０８２１３号別記１記載の「０１＿調査メモ」、「０２＿時系列及び調査メモ」、「０３＿メール：「事故処理に係わるコンプライアンス通報」への回答」、「０４＿メール：Ｒｅ：「事故処理に係わるコンプライアンス通報」への回答」、「０５＿説明資料」である。（原文ママ）

３　原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、令和６年８月２１日付けで、本件対象保有個人情報について、法７８条１項２号本文に該当する個人名等及び同項７号本文に該当する事案名等を除いて部分開示する旨の原処分を行った。

４　審査請求人の主張

（１）審査請求の趣旨

原処分を取り消し、全部開示を要求する。また、他に開示請求内容を満足する記録の開示を要求する。

（２）審査請求の理由

開示された書類は単なる調査過程のメモ等であり、審査請求人が要求した開示請求内容を示す記録は見当たらないと考えられるため。

５　審査請求人の主張についての検討

原処分について、本件不開示部分には、審査請求人が通報した公益通報事案（以下「本件公益通報」という。）に係る審査請求人以外の個人名等が記載されていることから、法７８条１項２号本文に該当し、これらを開

示すれば、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

また、本件不開示部分には、本件公益通報に関する調査手法等に関する情報が記載されていることから、同項７号本文に該当し、これらを開示すれば、処分庁における公益通報事務処理に係る調査の手順や範囲、公益通報された情報に対する着目の仕方等が明らかになり、その結果、公益通報に係る調査等の業務に支障を及ぼすおそれがある。

以上より、処分庁は、同項２号本文及び７号本文に基づき、原処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件不開示部分も含め、全部開示を要求するとともに、他に開示請求内容を満足する記録を開示するよう要求している。

この理由として、審査請求人は、上記４（２）に記載のとおり、「開示された書類は単なる調査過程のメモ等であり、審査請求人が要求した開示請求内容を示す記録は見当たらない」としている。しかしながら、本件開示請求の対象となる本件公益通報事務処理に係る調査過程の記録のうち、処分庁が作成し、又は取得した審査請求人の個人情報について、原処分において特定された本件対象保有個人情報以外には処分庁は保有していない。そのほか、審査請求人が審査請求の理由として述べるところは、審査請求人以外の個人の権利利益や、処分庁における公益通報に係る調査等の業務への支障等には関係がなく、処分庁が、本件不開示部分について、同項２号本文及び７号本文に該当するとした判断に影響を与えるものとは認められない。

よって、審査請求人の主張は、諮問庁が原処分を取り消す理由にはならない。

６　結論

以上より、原処分は相当であることから、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和６年１０月８日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同月２４日　　審議
④　令和８年１１月４日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件文書に記録された個人情報を本件対象保有個人情報と

して特定し、その一部を法７８条１項２号及び７号柱書き（なお、上記第３において「法７８条１項２号本文」及び「法７８号１項７号本文」とあるのは、それぞれ「法７８条１項２号」及び「法７８条１項７号柱書き」の明白な誤記と認める。）に該当するとして不開示とする原処分を行った（原処分において不開示とされた部分及び理由は、別表１のとおりである。）。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の追加特定及び不開示部分の開示等を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

（１）本件対象保有個人情報の特定の妥当性について、諮問庁は、上記第３の５のとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア　本件公益通報の調査は、原子力規制委員会職員の法令違反行為に関して原子力規制庁人事課が行った。

本件開示請求書にある、本件公益通報の調査結果について「ＲＩ法及び上司の命に従って行われていたことを確認した」と結論付けた旨の記載は、原子力規制庁人事課の担当者が開示請求者である審査請求人に対して本件公益通報の調査結果を回答したメールに記載していたものであったことから、本件請求保有個人情報は、上記の結論に関する審査請求人の個人情報の開示が求められているものと解した。そして、本件請求保有個人情報に該当する全ての情報として、本件文書に記載された本件対象保有個人情報を特定した。

イ　本件審査請求を受け、念のため、原子力規制庁人事課の執務室、書庫、パソコン上のフォルダ内等を探索したが、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報は確認できなかった。

（２）以下、検討する。

ア　本件文書の記載内容に加え、審査請求人において本件対象保有個人情報の外に特定すべき保有個人情報がある旨の根拠等を具体的に示していないことをも併せ考慮すると、上記（１）アの諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ　また、上記（１）イの探索の範囲について、特段の問題があるものとは認められない。

ウ　したがって、原子力規制委員会において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

3　本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）別表２に掲げる部分を除く部分について

当該部分は、原処分において、法７８条１項７号柱書きに該当するとして不開示とされている。

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該部分は、本件公益通報に係る検討資料の一部であり、審査請求人からの本件公益通報に対する原子力規制委員会の今後の具体的な処理方針が、その検討過程及び理由とともに具体的に記載されていると認められる。

次に、当審査会事務局職員をして、原子力規制委員会のウェブサイト等を確認させたところ、当該部分が掲載されている事実は確認できなかったので、当該部分に記載された情報は、審査請求人が法令の規定又は慣行により知り得る情報であるとは認められない。

そうすると、当該部分を公にすると、公益通報された情報に対する着目の仕方等が明らかになり、その結果、公益通報に係る調査等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとする上記第３の５の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該部分は、今後の原子力規制委員会における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示とするのが妥当である。

（2）別表２に掲げる部分について（開示すべき部分）

ア　別表２の番号１に掲げる部分について

当該部分は、審査請求人が原子力規制庁人事課の本件公益通報の調査に係る担当者とやり取りしたメールの一部であると認められる。

そうすると、当該部分に記載された情報は、審査請求人が既に知っている情報であることから、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であったとしても、法７８条１項２号ただし書イに該当し、また、原子力規制委員会における公益通報に係る調査の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ　別表２の番号２及び番号３に掲げる部分について

（ア）当該部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明があった。

当該部分は、原子力規制委員会が本件公益通報に係る調査に当たって作成し、聞き取りした内容について書き込みをした文書並びに

本件公益通報に係る概要、聞き取り調査結果及び答申案等に関して記載した文書の一部である。

（イ）当該部分は、本件公益通報に係る原子力規制委員会における調査に関する資料の一部であるが、審査請求人に関する事項が記載されており、既に開示されている内容からすると、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められる。

（ウ）そうすると、別表２の番号２に掲げる部分は、特定大学職員の苗字及び肩書であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるが、当該部分は審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

また、別表２の番号３に掲げる部分については、これを開示することにより、原子力規制委員会における公益通報に係る調査の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当せず、開示すべきである。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法７８条１項２号及び７号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、原子力規制委員会において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示部分のうち、別表２に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表２に掲げる部分は、同項２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求保有個人情報

特定年月日付け特定文書番号として提出された放射能漏洩事故に関したコンプライアンス通報の添付の調査結果について、「ＲＩ法及び上司の命に従って行われていたことを確認した」とある。しかし、この事故処理の過程で特定年月に掛かる上司は、特定個人Ａから後任の特定個人Ｂに異動があったことが、上司の異動後に前任者の指示と全く異なった報告書が極短期間に受理された背景として、この結論に至った合理的な根拠が示された調査報告書の該当部分の全てについて開示をもとめる。

２　本件文書

文書１　０１＿調査メモ

文書２　０２＿時系列及び調査メモ

文書３　０３＿メール：「事故処理に係わるコンプライアンス通報」への回答

文書４　０４＿メール：Ｒｅ：「事故処理に係わるコンプライアンス通報」への回答

文書５　０５＿説明資料

別表１

番号	文書	不開示部分		法７８条１項各号該当性	不開示とした理由
		該当箇所	不開示となる情報		
１	文書１	１頁及び２頁	個人名が記載された部分	法７８条１項２号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。
	文書２	３頁及び４頁			
２	文書１	１頁及び２頁	日付、施設名、肩書並びに調査の経緯及び内容が記載された部分	法７８条１項７号柱書き	本件公益通報に関する調査手法、処理方針、調査内容及び検討内容に関する情報が記録されており、これらを開示すると、原子力規制委員会における公益通報事務処理に係る調査の手順や範囲、公益通
	文書２	１頁ないし４頁	事案名、報告日、施設名、日付、肩書並びに調査の経緯及び内容が記載された部分		
	文書３	１頁	日付及び施設		

	文書４	１頁	名が記載された部分		報された情報に対する着目の仕方等が明らかになり、その結果、公益通報された情報に係る調査等の業務に支障を及ぼすおそれがあるため。
	文書５	１頁及び２頁	日付、施設名並びに調査の経緯及び内容等が記載された部分		

※処分通知書には根拠条文として法７８条２号本文及び同条７号本文と記載されていたが、同条１項２号及び同項７号柱書きの明白な誤記と認め、別表のとおり記載した。

別表２

番号	文書	頁数	開示すべき部分
１	文書３	全て	不開示部分の全て
	文書４	１頁	
２	文書１	１頁	表の「誰が」欄の４番目の欄、５番目の欄及び７番目の欄ないし９番目の欄の不開示部分
		２頁	表の「誰が」欄の２番目の欄、３番目の欄及び５番目の欄の不開示部分
	文書２	３頁	表の「誰が」欄の４番目の欄、５番目の欄及び７番目の欄ないし９番目の不開示部分
		４頁	表の「誰が」欄の２番目の欄、３番目の欄及び５番目の欄の不開示部分
３	文書１	１頁	表の「日付」欄の１番目の欄及び４番目の欄ないし９番目の欄、「行動」欄の４番目の欄、５番目の欄、７番目の欄、８番目の欄及び９番目の欄並びに「誰が」欄の１番目の欄及び６番目の欄の不開示部分
		２頁	表の「日付」欄の２番目の欄、３番目の欄、５番目の欄、及び７番目の欄、「行動」欄の２番目の欄（手書き部分を除く）、３番目の欄、５番目の欄、８番目の欄及び１０番目の欄並びに「誰が」欄の１０番目の欄の不開示部分
	文書２	１頁	上から１番目ないし７番目の不開示部分

		２頁	上から１番目ないし５番目の不開示部分
		３頁	表の「日付」欄の１番目の欄及び４番目の欄ないし９番目の欄、「行動」欄の４番目の欄、５番目の欄、７番目の欄、８番目の欄及び９番目の欄並びに「誰が」欄の１番目の欄及び６番目の欄の不開示部分
		４頁	表の「日付」欄の２番目の欄、３番目の欄、５番目の欄、及び７番目の欄、「行動」欄の２番目の欄、３番目の欄、５番目の欄、８番目の欄及び１０番目の欄並びに「誰が」欄の１０番目の欄の不開示部分
	文書５	１頁	資料名、「１．・・・・・・から原子力規制委員会に提出された事故報告書の概要」、「２．　事故報告」及び「３．　通報者の指摘」の不開示部分
		２頁	「６．　回答方法及び回答案」の不開示部分

※表の欄の数え方については、項目名が記載された欄は数えない。